

子育て



児童手当現況届と関連手続きのご案内

●現況届について

現況届の提出は、令和4年度から原則不要になりました。現況届の提出が必要な方には、6月中旬頃に通知を郵送しますので、期限までに必ず提出をお願いします。

●その都度手続きが必要な場合

次に該当する場合は、その都度手続きが必要です。

▶養育している児童の数に増減があったとき

▶受給者が公務員になったとき

▶受給者と児童の住所が別々(別居)になったとき

▶振込口座を変更するとき

※受給者以外の名義への変更はできません。

▶結婚、離婚により子どもの養育者が増えたり減るとき

▶大田原市から転出するとき

※転出先の住所地で新たに申請が必要となります。

▶受給者よりも配偶者の前年所得が高いとき(主たる生計維持者が変わったとき)

▶受給者が亡くなった、逮捕、拘禁されたなど、その他届出が必要などとき

●令和6年度制度改正(予定)について

10月分の児童手当から、次のとおり制度改正が予定されています。

▶所得制限の撤廃

▶支給対象児童を高校生まで延長

▶第3子以降の手当額を月額3万とする(多子加算のカウント方法の見直し)

▶支払期月を年3回(2月、6月、10月)から年6回(偶数月)とする

※本手当は国の制度であり、こども家庭庁から発出される通知を基にご案内しています。今後、詳細が決まりましたら、広報おたわらや市HPでお知らせします。

問子ども幸福課 本3階

☎0287-23-8932



健康・福祉



特別児童扶養手当制度のお知らせ

●受給対象となる要件

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対して支給されます。ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方および施設に入所している方は除きます。

【1級に該当する障害程度】

▶身体障害者手帳1級および2・3級の一部の方(診断書による判定となる場合有り)

▶重度の知的障害のある方

▶上記と同程度の障害があると認められた方

【2級に該当する障害程度】

▶身体障害者手帳3・4級の一部の方(診断書による判定となる場合有り)

▶療育手帳B1の方(診断書による判定)

▶上記と同程度の障害があると認められた方

●所得制限について

受給対象者やその配偶者、同居の扶養義務者のうち、いずれかの方の前年所得が所得制限限度額を超える場合は、支給されません。

●手当額(令和6年4月現在)

・1級…月額55,350円

・2級…月額36,860円

(4・8・11月に4か月分をまとめて支給)

問福祉課 本3階

☎0287-23-8921

大田原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度について

大田原市では、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に係る補聴器について、購入費用などの一部を助成しています。申請には医師の証明などが必要ですので、事前にご相談ください。

●対象者 次の①～⑤を全て満たす方

①市内に住所のある18歳未満の方

②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方

③補装具費支給意見書(聴覚障害者用)を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得など一定の効果が期待できると判断された方

④児童の属する世帯に、当該年度の市民税所得割の額が46万円以上の方がいないこと

⑤児童、あるいは児童の属する世帯

員に市税などの滞納がないこと

●助成額 市の要綱で定める基準額に3分の2を乗じた額。ただし、児童の属する世帯が生活保護世帯、あるいは世帯全員が非課税の世帯である場合には全額を助成

問申福祉課 本3階

☎0287-23-8921

身体障害者巡回相談

栃木県では身体障害者への相談、支援を目的とした、医師や看護師などの巡回相談を実施しています。

●日時 7月3日(※) 14:00～16:00

●場所 黒磯保健センター(那須塩原市黒磯幸町8-10)

●相談内容 ①補装具などの適判定②医学的な相談および判定③その他生活全般の相談

●費用 無料

●申込方法 開催日の10日前までに下記へ電話または直接申し込み

問申福祉課 本3階

☎0287-23-8921

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」です

今年の標語は、「歯を見せて笑える今を未来にも」です。いつまでも自分の歯でおいしく食べ、健康を保つためには歯と口の健康づくりが大切です。この機会に毎日の歯磨きと生活習慣を見直しましょう。また、むし歯や歯周病の予防、早期発見のために、歯科医院での定期的な健診を受けましょう。

問子ども幸福課 本3階

☎0287-23-8634

メタボポイステ推進連絡会運動講座

国際医療福祉大学理学療法学科の協力のもと、フレイル予防やコグニサイズ(認知症予防)について講話と運動実践を行います。どなたでも参加できます。

●日時 7月19日(金) 14:00～15:30(13:30受付開始)

●場所 市役所本庁舎301・302会議室

●定員 30名(先着順)

●費用 無料

●申込方法 7月1日(日)～10日(※)に下記へ電話で申し込み

問申健康政策課 本3階

☎0287-23-7601

介護給付費通知の発送終了について

本市では、介護保険サービスを利用されている方に対し、サービスの利用状況や金額の周知を目的として介護給付費通知を年4回発送していましたが、令和5年度をもちまして終了しました。

支払額などを確認する際は、これまで通り、担当のケアマネジャー(介護支援専門員)からのサービス提供票、領収書などでご確認ください。

問高齢者幸福課 本3階

☎0287-23-8678

年金・国保



6月は農業者年金現況届提出月間です

農業者年金基金から現況届用紙が送付された方は、次により提出してください。

●提出期限 6月28日(金)まで

●提出先 農業委員会事務局、湯津上支所、黒羽支所、両郷地区公民館、須賀川地区公民館のいずれか
※農協や郵便局では提出できません。

問農業委員会事務局 本4階

☎0287-23-8716

税



個人住民税の定額減税について

日本経済のデフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

●対象者 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の方

※ただし、所得割がかからない方(非課税もしくは均等割のみ課税の方)は対象外となります。

●減税額 本人および控除対象配偶者、扶養親族1人につき1万円

※国外に居住する方を除きます。所得割額を上限とします。

●減税の実施方法

【給与天引き(特別徴収)の方】

通常は6月から翌年5月までの12回で徴収しますが、定額減税対象の方は令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月から令和7年5月までの11回で徴収されます。

【普通徴収の方】

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。

【公的年金天引き(特別徴収)の方】

定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

●調整給付などの給付金について

減額しきれない額がある場合は、調整給付が支給されます。対象者には後日福祉課より案内を送付します。発送の時期は現在調整中です。詳細が決まりましたらHPなどでお知らせします。

【調整給付についての問い合わせ】

問福祉課 本3階

☎0287-23-9321

【定額減税についての問い合わせ】

問税務課 本2階

☎0287-23-8725

くらし



ダム放流に関するお知らせ

矢板土木事務所が管理する塩原ダムでは、水量調整のため箒川に放流を行っています。河川の水位に急な上昇が予想される場合は、川沿いのサイレンを鳴らしてお知らせします。サイレンが聞こえたら、ただちに川から離れて近づかないでください。

また台風などによる豪雨時には、ダムの放流に応じた避難情報などが市町から発令される場合がありますので、日頃から防災情報の入手方法を確認し、早めの避難準備を心がけてください。

問栃木県矢板土木事務所

☎0287-44-2187



台風シーズンの前に確認をお願いします

台風などの暴風雨では、健全な立木であっても倒れる可能性があり、枯れていたり根が腐っていたりする場合はさらに倒木する可能性が高くなります。

管理を怠った結果、道路に立木が倒れ車両や通行人などに被害を与えた場合、被害者から損害賠償を求められる可能性があります。

人命にかかわることもありますので、所有している立木が倒れないよう、日頃から適切な管理に努めていただくようお願いいたします。

問道路課 本5階

☎0287-23-8717

指定ごみ袋に広告を掲載してみませんか

●掲載箇所 市指定もやせるごみ袋(45L・30L・20L)包装紙

●規格(1枠) 縦33mm×横90mm

●色 フルカラー(再生紙のため、色むらが発生する可能性あり)

●作成予定数 年間約306,000枚

●掲載予定期間 令和6年9月～令和7年8月(前年度作成分の在庫数により、変動する場合あり)

●応募枠 3枠(申込多数の場合抽選)

●掲載料 1枠あたり5万円

※広告掲載決定後、指定日まで一括で納付してください。

●申込方法 7月19日(金)までに生活環境課へ直接申し込み

※詳細は市HPをご覧ください。

問申生活環境課 本2階

☎0287-23-8706



資源ごみ等回収報償金制度のお知らせ

ごみ問題への意識の高揚を図り、ごみの減量化、資源化を進めるため、資源ごみを回収する団体を登録し、回収した量に応じて報償金を交付しています。

ごみの減量化、資源化の促進にご協力をお願いします。

●対象者 市民で構成する団体(自治会、スポーツ少年団など)

●対象品目と報償金額(令和6年度)

対象品目	報償金額
新聞・雑誌・段ボール	4円/キログラム
古着	20円/キログラム
ペットボトル	200円/専用ネット

※団体の構成員の家庭から排出されるものが対象です。店舗・事業所に出されたものや、市外で排出されたもの、回収を依頼したものは対象外です。

●登録方法 生活環境課窓口や各支所で資源ごみ等回収団体届出書、資源ごみ等回収計画書を提出

※登録は毎年度必要です。

※登録前に回収された資源ごみは報償金支払いの対象外です。

問申生活環境課 本2階

☎0287-23-8706



とちぎ材の家づくり支援事業 【最大70万円補助】

- 対象 県産出材を一定量以上使用して新築・増改築を行う住宅
 - 補助金額 産出材の使用量に応じて【新築】7万5,000円～60万円
※伝統工芸品など使用で上乘せ補助があります。
 - 【増改築】7万5,000円～22万5,000円
※補助金交付にあたっては条件があります。
 - 申請方法 下記へ直接申し込み
※詳細は、栃木県HPをご覧ください。
- 申 栃木県木材業協同組合連合会
〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1
- 問 栃木県林業木材産業課 
- TEL 028-623-3277

6月2日～8日は「危険物安全週間」です

ガソリンや塗料などをはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用されています。

危険物安全週間は、事業所における危険物の自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

危険物を安全に取り扱うように再度確認しましょう。

●推進標語『次世代へつなごう無事故と青い地球』

問 那須地区消防本部予防課
TEL 0287-28-5103

「道路の里親」を募集します

●道路の里親とは 身近な市の道路(市道)を親代わりになって清掃など見守っていただける個人や団体のことで、道路美化などのボランティア活動にご協力いただいています。

「道路の里親」制度も、開始から20年が経過し、令和5年度末には、31団体、延べ3,200名もの方々に、皆さまが利用する道路の美化活動にご協力いただきました。

今後も道路の里親としてご協力いただける方(個人、団体、企業のCSR活動など)を募集していますので、お気軽にご相談ください。

申し込みいただいた団体などには、傷害保険の加入や清掃用具の配布などの活動支援も行っています。

問 道路課 本 5階
TEL 0287-23-8717

第14回消費者まつり開催

- 消費者まつりで家庭のごみ問題や町おこしについて考えてみませんか。来場、出展参加をお待ちしています。
- 日時 6月22日(土) 10:00～14:00
 - 場所 トコトコ大田原およびくらし情報館前広場
 - 内容 リサイクル品や地場産品などの販売
 - 主催 大田原市くらしの会
 - 出展料 200円
 - 募集店舗数 10店舗程度
 - 申込方法 6月5日(水)11日(火)15日(土) 10:00～14:00に下記に電話で申し込み
- 問 申 暮らし情報館(開館日は生活カレンダー参照)
TEL 0287-22-3903

「与一の郷ごころ便」の申し込みを受け付けます

- 市内で生産される新鮮な農産物を、お世話になった方に贈ってみませんか。
- 受付開始 6月10日(日) 9:00から
 - 募集個数 350個(先着順)
 - 農産物 米、三五八床、きゅうり、玉ねぎ、白美人ねぎ、ニラ、トマト、茄子、アスパラガス、とうもろこし、味噌、じゃがいも、葉生姜、ブルーベリージャム、ミニトマトの15品目
※変更になることもあります。
 - 費用 1個5,500円(税・送料込み)
※沖縄および離島配送料については、別途1,000円がかかります。
 - 発送予定日 7月12日(金)
 - 申込方法 市農業公社、市内のJA各支店の窓口にある申込書に記入の上、次のいずれかで申し込み
▶現金払い…下記へ直接持参
▶振込払い…申込書を郵送またはFAXで送付し、指定口座へ振り込み
- 問 申 大田原市農業公社 B 2階
〒324-0041 大田原市本町1-3-1
TEL 0287-23-4834
FAX 0287-23-4857

栃木県政世論調査にご協力ください

- 対象者 県内に在住する18歳以上の方から2,000名を無作為抽出
 - 期間 6月中旬～7月中旬
 - 実施方法 対象者に調査票を郵送
※インターネットでの回答も可能です。
※個人の情報は厳守します。
- 問 栃木県広報課
TEL 028-623-2158

熱中症に気をつけて！

熱中症は予防できる病気です。暑い夏を元気に過ごすため、熱中症のことをよく知り、しっかり予防しましょう。持病をお持ちの方は、夏の過ごし方についてかかりつけの医師に相談し、上手にコントロールしましょう。

【熱中症予防のポイント】

- ▶暑さを避けましょう
- ▶こまめに水分補給しましょう
- ▶日頃から健康管理をしましょう
- ▶暑さに備えた体作りをしましょう

問 那須地区消防本部
TEL 0287-28-5119 (代表)

男女共同参画週間「だれもがどれも選べる社会に」

男性と女性が職場・学校・地域・家庭でそれぞれ自らの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには一人ひとりの取り組みが必要です。

多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、誰もがともに夢や希望を実現することができる社会について、この機会に考えてみましょう。

●期間 6月23日(日)～29日(土)

【男女共同参画地域推進員の募集】

栃木県では、地域において男女共同参画の啓発やその他の活動を行う「栃木県男女共同参画地域推進員」を委嘱しています。「男女共同参画社会」の実現のため、地域で活動してみませんか。

問 申 政策推進課 本 6階
TEL 0287-23-8715 

プラス
DV相談+ 

DV相談+は、配偶者やパートナーからの暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。ひとりで悩まずご相談ください。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんな相談もお気軽にご連絡ください。

チャット(10の外国語に対応)やメールでも相談できます。

TEL 0120-279-889
URL <https://soudanplus.jp/>

問 政策推進課 本 6階
TEL 0287-23-8715 